

鳥栖市監査告示第3号

令和8年1月26日

監査結果報告書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 潤 拓 三

鳥 監 第 1930 号

令 和 8 年 1 月 26 日

鳥栖市教育委員会

教育長 佐々木 英利 様

(鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会)

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会の財政援助団体等  
監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

## 財政援助団体等監査結果報告

監査対象団体	鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会
所 管 課	教育部 生涯学習課
団 体 の 概 要	児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（なかよし会）の運営に関する業務を行っている団体である。
監査対象事務	令和6年度における市補助金収入に係る出納その他の事務
監 査 の 期 間	令和7年12月19日から令和8年1月23日まで
監 査 の 方 法	提出された資料及び関係帳簿類を照合し、必要に応じて関係者の説明を聴取する等の方法により、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る収支等の会計が適正に処理されているかを主眼点とし、鳥栖市監査基準に準拠し監査を実施した。
監 査 の 結 果	監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。 なお、留意すべき事項については、その内容を所管課に説明をし、注意喚起を行うよう要請した。